

令和6年度一時預かりベビーシッター利用支援事業助成金のご案内

対象者

葛飾区に住民登録があり、「0～5歳児クラス（未就学児）に相当する児童の保護者」又は「学童保育クラブの入会申請後不承認となっている小学1～3年生の児童の保護者」]

対象経費

日常生活上の突発的な事情等により一時的にベビーシッターを利用した際に、その利用料（保育料）の一部を助成します。

【注意事項】 事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価のみが助成対象です。
入会金、会費、交通費、キャンセル料、家事援助、送迎、ピアノ指導、英会話授業等、クーポン等で割り引きされた料金は、助成対象外です。

『共同保育』の場合

ア：1人の児童を保護者とベビーシッターと一緒に保育する時は、助成対象となります

イ：2人以上の児童を保護者とベビーシッターと一緒に保育する時は、ベビーシッターが児童1人、保護者がそのほかの児童を保育します。その際、領収書等に共同保育であること、児童名、利用時間帯、児童ごとの保育料の記載がある場合には、助成対象となりますが、それらの記載がない場合は、助成対象にはなりませんのでご注意ください。児童の人数と同人数のベビーシッターと契約することをお勧めいたします。

対象事業者

東京都のホームページをご確認いただき、東京都が定めるベビーシッター（一時預かり利用支援事業）認定事業者から選定してください。

対象時間・対象期間

- ・24時間365日（土・日・祝日・年末年始も対象）
- ・令和6年4月1日（月曜日）～令和7年3月31日（月曜日）

※学童保育クラブの入会申請後不承認となっている小学1～3年生のお子さんの保護者について、不承認となった後、学童保育クラブに入会した場合は、入会した前月までの利用分が助成対象です。

助成額・助成方法

- 児童1人当たり 年間144時間
 - 未就学の多胎児（ふたご・みつご）の場合は、児童1人当たり年間288時間
- | | | |
|---------|----------------|----------------|
| 【通常時間帯】 | 午前7時～午後10時 | 1時間当たり2,500円上限 |
| 【夜間時間帯】 | 午後10時～翌朝午前7時まで | 1時間当たり3,500円上限 |

申請までの流れ

- ①東京都のホームページの認定事業者から選定し、直接利用の契約をする。
※利用契約をする際、『ベビーシッター要件証明書』が発行できるベビーシッターかどうか確認する。
- ②利用後、利用料を事業者に支払い、領収書や『ベビーシッター要件証明書』等を受け取る。
- ③申請書に領収書等の必要書類を添付し、持参又は郵送により子育て応援係に申請する。

提出書類

- ①葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書【一時預かり利用支援】
※未就学児分と学童保育クラブ待機児分を同時に申請する場合、申請書は「未就学児用」と「学童保育クラブ待機児分」の2枚必要となります。
- ②『別紙利用内訳書』（児童ごとに作成してください）
- ③事業者が発行した領収書の写し（利用者氏名、利用日、利用時間、保育料の支払いがわかるもの）
※領収書で上記内容が確認できない場合は、請求書や内訳書も添付してください
- ④事業者が発行した『ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書』
- ⑤学童保育クラブの入所不承認の児童である場合、それがわかる書類等
※上記⑤が発行されない場合、申請書に記載された学童保育クラブに、入所不承認の事実について照会することがあります。

申請期限等（令和6年度）

交付回	利用月	申請期限	お支払い予定日
第1回	令和6年4月～6月	令和6年7月31日（水）	申請期限の約2～3か月後
第2回	令和6年7月～9月	令和6年10月31日（木）	申請期限の約1～2か月後
第3回	令和6年10月～12月	令和7年1月31日（金）	申請期限の約1～2か月後
第4回	令和7年1月～3月	令和7年4月11日（金）必着	申請期限の約2か月後

※申請期限前の申請も可能です。また、申請に間に合わなかった場合は、次回交付分と合わせての申請も可能です。ただし、第4回申請期限（令和7年4月11日）については、期限後の受付はできませんのでご注意ください。

※一度交付を受けた月の再申請はできません。申請する月分の書類が全て揃ってから申請してください。

※申請書類の不備や申請が集中した場合は、振り込みが遅れる場合があります。

利用月	最終申請受付締切日	提出先
令和6年4月～令和7年3月	令和7年4月11日（金）	〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1 葛飾区役所 子育て応援課 子育て応援係 ベビーシッター利用支援事業担当 ※郵送またはご持参ください。

※最終申請受付締切日は、令和7年4月11日（金）です。令和6年3月分の申請については、最終申請受付締切日までにご申請いただき、領収書の発行情形等により提出が締切りに間に合わなかった方のみ追加の書類を令和7年4月30日（水）まで受け付けます。

領収書、要件証明書の発行の期日や日数については、利用前に必ず各事業者にお問い合わせください。

注意事項

- 申請書類は葛飾区ホームページトップページ>子育て・教育>子育て>保育>一時預かりベビーシッター利用支援事業>添付ファイルからダウンロード又は葛飾区役所子育て応援課応援課（401 番子育て支援窓口）で受け取ってください。
- 領収書の原本が提出された場合には、返却できませんのであらかじめご了承ください。
- 利用時間数の確認のお問い合わせは、お答えしておりません。時間数の管理は、保護者様ご自身でお願いいたします。

<問い合わせ先>

葛飾区 子育て応援課 子育て応援係
ベビーシッター利用支援事業担当
電話番号 03（5654）6357（直通）又は
03（3695）1111 内線 2543